

特定非営利活動法人 GORO・GORO
定 款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 GORO・GORO という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を 香川県高松市木太町 1175 番地 18 号 に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、高齢者、障害者・障害児の自立支援及び社会福祉活動に励む人々に対しての協力およびそれに付随する事業を行い、国籍・民族・宗教・思想を超えて、人間の生命の尊厳を遵守し、自己啓発と真の世界平和に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療、又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 人権の擁護、又は平和の推進を図る活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動
- (5) 国際協力の活動
- (6) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (7) 災害救援活動
- (8) 以上の活動を行う団体の運営、又は活動に関する連絡、助言、又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため次の事業を行う。

(1)特定非営利活動に係る事業

- ①日本国内における医療活動、教育活動、および職業訓練等への援助
- ②国際協力のための募金活動と各種慈善事業の開催および、国際協力のためのスタディツアーの実施や奉仕活動
- ③日本における子供の健全育成と教育活動
- ④芸術文化、人材の交流に関する事業
- ⑤会報及び出版物の発行
- ⑥生涯教育に関するセミナー、講演会、研究会等の実施
- ⑦ホームヘルパー養成研修等、教育研修事業、介護教室
- ⑧以上の活動を行う団体への援助
- ⑨その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(2)この法人は、次のその他の事業を行う。

- ① バザー、その他物品販売事業
- ② 障害者自立支援法による居宅介護・重度訪問介護・行動援護・療養介護・生活介護・児童デイサービス・短期入所・重度障害者等包括支援・共同生活介護・施設入所支援・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援・共同生活援助・地域生活支援事業の相談支援・移動支援・福祉ホームコミュニケーション支援・日常生活用具・地域活動支援の各事業
- ③ 就職基礎能力及びライフスタイルに関するカウンセリング事業

2. 前項に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会 員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員及び賛助会員をもって、特定非営利活動促進法（以下「法」という）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して GORO・GORO の会員として入会をした個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業に賛助するため入会した個人及び団体
- (3) 法人会員 この法人の目的に賛同して入会をした法人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会条件は、特に定めない。

- 2 この法人として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。
- 3 理事長は、前項の者の入会を認めない時、速やかに、理由を付けた書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 正会員が次の各号の一つに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を出した時。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣言を受け、又は会員である団体が消滅した時。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納した時。
- (4) 除名された時。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款等に違反した時。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をした時。
 - 2 前頁の規定により会員を除名しようとする場合は議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納品した入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。ただし、理事会において返還することが適当であると認めた場合はこの限りではない

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事5人
- (2) 監事1人
 - 2 理事のうち1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当するものは、この法人の役員になることができない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員をかねてはならない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表して、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故がある時、又は理事長が欠けた時はその職務を代行する。
- 3 理事は、理事会に構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務、又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況、又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員により就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存時間とする。
- 3 前2項の規定に関わらず、後任の役員が選任されてない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事、又は監事のうち、その定数の3分の1を超えるものが欠けた時は、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められる時。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があった時。
 - 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は議決の前に、当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2頁に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第22条 総会は、正会員及び賛助会員をもって構成する。

(総会の権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 事業計画及び収支予算、並びにその変更
- (4) 事業報告及び収支決算
- (5) 役員を選任、又は解任、職務及び報酬
- (6) 会費の額
- (7) 借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。)その

- 他、新たな義務の負担及び権利の放棄
- (8) 事務局の組織及び運営
- (9) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

- 2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め、招集の請求した時。
 - (2) 活動会員及び正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があった時。
 - (3) 監事が第15条第4項第4号の規定に基づいて招集する時。

(総会の招集)

第25条 総会は前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があった時は、その日から20日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集する場合には会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第26条 総会の議長は、その総会に出席した正会員及び賛助会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第27条 総会は、正会員及び賛助会員の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員及び賛助会員の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(総会での表決権等)

第29条 各正会員及び賛助会員の表決権は平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員及び賛助会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって他の正会員及び賛助会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員及び賛助会員は前2条、次条第1項第2号及び第51条の規定の適用については出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員及び賛助会員は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員及び賛助会員総数並びに出席者数（書面表決委任者または表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
 - 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2名以上が、記名押印、又は署名しなければならない。

第6章 理事会

(理事会の構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

- 2 監事は、理事会に出席し意見を述べることができる。

(理事会の機能)

第32条 理事会には、この定款で定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項

- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他の総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第33条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めた時。
- (2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があった時。

(理事会の招集)

第34条 理事会は理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号の場合にはその日から20日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集する時は、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によって、あらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議決は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由により理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条第2項及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数及び出席者及び出席者氏名 (書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2名が記名押印、又は署名しなければならない。

第7章 資産及び会計

(構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(区分)

第40条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産、及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 42 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計区分)

第 43 条 この法人の会計は、次のとおり区分する。

- (1) 特定非営利活動に係る事業会計
- (2) その他の事業会計

(事業計画及び予算)

第 44 条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 45 条 前条の規定に関わらず、やむを得ない理由により予算が成立しない時、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ、収入支出することができる。

2 前項の収支支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費)

第 46 条 予算超過、又は予算外の支出に充てるため、予算内に予備費をもうけることができる。

2 予備費を使用する時は、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 47 条 予算成立後にやむを得ない理由が生じた時は、総会の議決を経て、既定予算の追加、又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 48 条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じた時は、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 49 条 この法人の事業年度は、毎年 6 月 1 日に始まり翌年 5 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 50 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は、権利の放棄をしようとする時は、総会の議決を経なければならない。

(定款の変更)

第 51 条 この法人が定款を変更しようとする時は、総会に出席した正会員及び賛助会員の 3 分の 2 以上の多数による議決を経て、かつ、軽微な事項として法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 主たる事務所及び従たる事務所の所在地（所轄庁の変更を伴わないもの）
- (2) 資産に関する事項
- (3) 公告の方法

(解散)

第 52 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員及び賛助会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による設立認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散する時は、正会員及び賛助会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散する時は、所轄庁の認定を得なければならない。

(清算人の選任)

第 53 条 この法人が解散した時は、理事が清算人となる。ただし、合併の場合による解散を除く。

(残余財産の帰属)

第 54 条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く）した時に残存する財産は、他の特定非営利活動法人に譲渡するものとする。

(合併)

第 55 条 この法人が合併しようとする時は、総会において正会員及び賛助会員総数の 3 分の 2 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 56 条 この法人の公告は、この法人の掲示版に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第 10 章 事務局

(事務局の設置)

第 57 条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

(職員の任免)

第 58 条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第 59 条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 11 章 雑則

(細則)

第 60 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、別表のとおりとする。
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から初回の総会開催日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第 49 条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から、西暦 2012 年 5 月 31 日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 44 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 この法人の設立当初の会費は第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 正会員年会費 5000 円
 - (2) 賛助会員年会費 3000 円
 - (3) 法人会員年会費 5000 円

別 表 設立当初の役員

理事長	神前 武宏
副理事長	宮前 奈緒美
理事	宮武 一弘
理事	紙本 美樹
理事	宮武 圭
監事	中嶋 洋介